



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（国際物流商業課） 2
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 4

告 示

沖縄県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。
平成27年9月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
ユラク整骨院（大城哲也）	うるま市みどり町五丁目1番9号	平成27年7月15日
こりこり鍼灸整骨院（新城智大）	西原町字上原131番地4ピュアグリーンM IIビル102	平成27年7月23日
はなはな整骨院（天願愉弥）	沖縄市泡瀬三丁目1番6号	平成27年7月29日
株式会社まなぶ（平安望）	豊見城市字渡嘉敷248番地103号	平成27年8月6日
金城百合子	南風原町字津嘉山304番地	平成27年8月7日

沖縄県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年9月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
ユラク整骨院（天願愉弥）	うるま市みどり町五丁目1番9号	平成27年6月30日

株式会社まなぶ（宮城正人）

豊見城市字渡嘉敷248番地103号

平成27年7月31日

沖縄県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年9月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 土地改良区の名称 久志真土地改良区

2 認可年月日 平成27年9月14日

沖縄県告示第502号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成27年9月25日から同年10月9日まで今帰仁漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成27年9月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 発起人の住所及び氏名 今帰仁村字運天203番地 玉城啓時、今帰仁村字古宇利237番地 伊差川亮

2 加入区 今帰仁加入区

3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 今帰仁漁業協同組合

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成27年11月13日まで縦覧に供する。

平成27年9月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 申請のあった年月日 平成27年9月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人浅茅の里

3 代表者の氏名 座波園子

4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市宮里一丁目6番23号

5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者に対して、介護サービスに関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年9月25日から平成28年1月25日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成27年9月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成27年8月17日

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) スーパースポーツゼビオうるま店 うるま市宇前原173番、183番9及び183番10の一部

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ユウシン企画 うるま市
字田場1079番地1 代表取締役 當銘由隆
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ゼビオ株式会社
福島県郡山市朝日三丁目7番35号 代表取締役 諸橋友良
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年4月17日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,015平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 147台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において
縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 39台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において
縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 74.25平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において
縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 43.882立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において
縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前8時、閉店時刻
午後10時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後10時20分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口7か所、出口7か所、出入口の位置 次の
図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において
縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保
持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県
商工労働部国際物流商業課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南
城市から送付のあった南城都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 南城市公共下水道
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した
ので、検査済証を交付した。

平成27年9月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年1月27日 沖縄県指令土第36号、平成24年2月13日 沖縄県指
令土第85号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川456番2ほか8筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字新川460番地 医療法人社団輔仁会 理事長 田崎
琢二

5 検査済証番号 平成27年9月14日 第4239号

6 工事完了年月日 平成27年8月17日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第136号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年9月25日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

- (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項 第4号に規定する警備業務	平成27年11月9日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成27年11月13日にあっては、午前10時45分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考查】11月13日（金曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

- (2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項 第4号に規定する警備業務	平成27年11月12日（木曜日）から同月13日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成27年11月13日にあっては、午前10時45分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考查】11月13日（金曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 20人
- (2) 追加取得講習 20人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警

備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成27年9月28日（月曜日）から同年10月2日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成27年10月1日（木曜日）から同月7日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号